

第 3 1 回太田市都市計画審議会 議事録

開催日時	令和 3 年 5 月 2 8 日（金）午後 2 時 0 0 分から午後 2 時 4 5 分
開催場所	太田市役所 議会棟 4 階 常任委員会室
出席委員	加藤正己委員、高橋佑介委員、齋藤早苗委員、新井章夫委員、湯沢昭委員、齋藤光男委員、今井俊哉委員、大川敬道委員、渡辺謙一郎委員、中村和正委員、松井政浩委員、神谷司委員、田村正男委員（代理出席交通課 松井主任）、岡田文男委員、大澤賢三委員
欠席委員	田部井光代委員
事務局出席者	都市政策部 齋藤部長、田村副部長 都市計画課 富岡課長、久保田係長、阿藤係長代理、井上係長代理、金子主事
議案	議案第 1 号 太田都市計画用途地域の変更について（太田市運動公園地区） 議案第 2 号 太田都市計画地区計画の変更（吉沢原宿地区の変更）について
事務局 (阿藤係長代理)	<p>只今より第 3 1 回太田市都市計画審議会を開会いたします。進行を務めさせていただきます、都市計画課の阿藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>なお、本日の会議は、議事録作成のため録音させていただきますが、これからの発言につきましては、前にありますマイクのボタンを「マイクオン」にして赤いランプ点灯の状態発言していただき、発言が終わりましたら、スイッチをもう一度押していただき、オフにするようお願いいたします。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の予防のため、マスク着用のまま発言をお願いいたします。</p> <p>ここで、前回の審議会以降に新しく委員となられた皆様をご紹介させていただきます。</p> <p>公益社団法人 太田青年会議所 副理事長 高橋 佑介 委員 太田市議会議長でございます 齋藤 光男 委員 太田市議会議員でございます 今井 俊哉 委員 太田市議会議員でございます 大川 敬道 委員 太田市議会議員でございます 中村 和正 委員 群馬県東部農業事務所長でございます 神谷 司 委員 太田警察署長でございます 田村 正男 委員</p> <p>本日は交通課の松井様が代理出席でございます。</p> <p>続きまして、事務局の紹介をさせていただきますと思います。</p>

<p>事務局 (阿藤係長代理)</p>	<p>太田市都市政策部長の齋藤でございます。 同じく都市政策部 副部長の田村でございます。 都市計画課長の富岡です。 久保田係長です。 井上係長代理です。 金子主事です。 どうぞよろしくお願いいたします。本審議会につきましては、太田市都市計画審議会条例第5条第3項に「委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。」と規定されておりますが、本日は16名の委員のうち15名にご出席いただいておりますので、本審議会は成立していることをご報告させていただきます。 続きまして、太田市都市計画審議会の会長であります、湯沢会長よりご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
<p>湯沢会長</p>	<p>会長を務めさせていただいている湯沢と申します。お願いいたします。 コロナ禍の中で、なかなか対面式の会議は難しいのですが今回の都市計画審議会は対面式を取らせていただきます。今日の審議会は議案が2件ほどありますが、前回の審議会は太田駅南側の再開発の審議を行いました。新聞などによると南側にあるドン・キホーテが入っているビルの再開発問題が今上がっているという話も伺っております。いずれにしても太田駅南側の開発というのは太田市の課題の一つとなっているけれども少しずつ進んでいくのかなと前橋市民であります。群馬県の産業の中心ということもあり関心を持っている一人です。 今日は2件しかありませんけれども厳選なるご審議をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局 (阿藤係長代理)</p>	<p>ありがとうございました。 引き続きまして議長の指名でございますが、議長の指名につきましては、太田市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に基づきまして、会長が議長になることを定めておりますので、会長に議長をお願いしたいと思います。 湯沢会長よろしくお願いいたします。</p>
<p>湯沢議長</p>	<p>それでは、ご指名をいただきましたので、しばらくの間、議長を務めさせていただきますと思います。 本日の議事日程に関しまして、お手元の日程の順序で会議を進行したいと思います。 日程第3、会期の決定について、太田市都市計画審議会条例施行規則第5条第1項に基づきましてお諮りしたいと思います。 本会議の会期は、本日一日と致したいと思います。これにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>

<p>湯沢議長</p>	<p>異議なしと認めまして、本審議会の会期は本日一日と決定させていただきます。次は日程第4、議事録署名人の指名について、私の方から指名させていただきます。</p> <p>議席番号10番 中村 和正 委員 議席番号11番 松井 政浩 委員</p> <p>を指名させていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>さて議事に入る前に、審議会の公開につきまして、本日の審議会を公開とするか否かについてご検討をお願いしたいと思います。事務局からの説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (久保田係長)</p>	<p>本日上程の議案につきましては、非公開とするような情報は含まれていないものと判断いたします。</p> <p>よって、太田市都市計画審議会条例施行規則第7条に基づき、公開することを提案させていただきます。</p> <p>審議会の公開につきましては、以上になります。</p>
<p>湯沢議長</p>	<p>今、事務局から説明がありましたけれど、本日の議案につきましては、公開とし、傍聴を認めるということでよろしいでしょうか。</p>
<p>(異議なしの声)</p>	
<p>湯沢議長</p>	<p>異議なしとのことですので、本日の議案につきましては公開として、傍聴を認めることといたします。傍聴者がいるかどうかを確認いたします。事務局いかがですか。</p>
<p>事務局 (久保田係長)</p>	<p>本日の傍聴者はございません。</p>
<p>湯沢議長</p>	<p>事務局より本日の傍聴人はいないと報告がありましたので、次の日程に移りたいと思います。</p> <p>日程第5、議事に入りたいと思います。お手元にありますように本日の案件は2つあります。</p> <p>議案第1号は「太田都市計画用途地域の変更（太田市運動公園地区）について」（太田市決定）を担当課より説明をお願いいたします。</p>
<p>都市計画課 (富岡課長)</p>	<p>都市計画課 富岡と申します。よろしく願いいたします。以降、着座にてご説明させていただきます。</p> <p>まず、本日の議案の説明でございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止・抑制の観点から、各委員の皆様の座席につきまして間隔をとらせていただいたことから、会場の都合上、私どもの各議案の説明につきましては、この場所で行わせていただきます。ご理解の程よろしく願いいたします。</p> <p>それでは議案第1号につきましてご説明いたします。1ページをご覧ください。</p>

議案第1号 太田都市計画用途地域（太田市運動公園地区について）の変更（太田市決定）

太田都市計画用途地域（太田市運動公園地区）を別紙のとおり変更する。
令和3年5月28日提出太田市長 清水聖義

最初に、位置関係をご説明いたします。少しページが飛びますが9ページの総括図をお開きください。太田市運動公園地区は、市の東部に位置する太田市運動公園を中心とした区域になります。図面中央黒枠の区域となります。

それでは、概要をご説明いたします。2ページをお開きください。目的でございますが、太田市運動公園を中心とした区域について、スポーツを通じた市民の健康の増進と健全な心身の発展に寄与するとともに地域活性化を実現する基盤として、運動公園にふさわしい土地利用を更に進める必要があることから用途地域の変更を行います。太田市運動公園の一部及び武道館・弓道場は、現行指定の用途地域と土地利用現況に乖離が見られることから周辺の一部区域とともに用途地域を変更するものです。

概要でございますが図の濃い赤線で囲まれた区域が都市計画を変更する区域になります。区域の面積は約18.9ヘクタールとなります。

この区域内を、太田市運動公園の野球場や陸上競技場などが位置する①区域、武道館・弓道場が位置する②区域、運動公園周辺の③区域の3つに分割し、用途地域の変更を行います。

まず、①区域ですが、区域内の市民体育館は昭和56年に整備され、竣工以来約40年が経過しており老朽化に伴う施設の不具合が発生していることから新市民体育館建て替えの計画がありますが、現況の用途地域である第一種中高層住居専用地域では建築が制限されてしまう状況です。バスケットボールBリーグのホームタウンとしても決まっております。今後ますます市民に幅広く利用されていくことから相応しい用途地域である第二種住居地域に変更を行うものです。

続いて②区域ですが、武道館・弓道場につきましては昭和61年に整備されましたが、仮に建替えが発生した場合、現況の用途地域では体育館同様建築が制限されてしまう状況です。今後も武道館・弓道場として利用していくために、相応しい用途地域である第二種住居地域に変更するものです。

③区域は、運動公園周辺の2箇所になりますが、隣接する西側区域とともに良好な住環境を形成しており、今後も一体的な土地利用を維持・保全するため、用途地域を第一種中高層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域に変更するものです。

続きまして、3ページをご覧ください。用途地域の変更前と変更後を表した図になります。スポーツ施設が配置される地域を第二種住居地域に変更し、運動公園周辺の2箇所を第二種中高層住居専用地域に変更いたします。

続いて、4ページから7ページは、計画書・新旧対照表になります。続いて、8ページをご覧ください。理由書となっておりますが内容につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。10ページをご覧ください。計画図となっております。

都市計画課
（富岡課長）

<p>都市計画課 (富岡課長)</p>	<p>次に、住民意見反映措置の結果をご報告いたします。</p> <p>はじめに、地元や関係権利者への説明ですが、昨今のコロナ禍のため、本年3月に概要を配布することで説明会に代えさせていただきました。</p> <p>また、令和3年3月15日から29日までの間に都市計画法第16条に基づく原案の閲覧を実施したところ、閲覧者が1名、公述の申し出はありませんでしたので公聴会は中止としました。続いて、令和3年4月19日から5月7日までの間に都市計画法第17条に基づく案の縦覧を実施しましたが、意見書の提出はありませんでした。</p> <p>以上で、議案第1号の説明を終わらせていただきますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>湯沢議長</p>	<p>今説明がありましたけども、用途地区の変更としましては、若干緩めの現在の用途地区から一段階、下げたのかなと思いますけども、ただ、実際の土地利用は変わらないという説明です。</p> <p>今の説明に関しまして、ご意見、ご質問等ありましたら、よろしくお願いいたします。</p>
<p>新井委員</p>	<p>①②③とありますが変更した場合、どのように変わるのか教えてください。</p>
<p>都市計画課 (富岡課長)</p>	<p>変更した場合、①区域につきましては、現在が野球場や陸上競技場が立地していますけども、こういうものが建てられないような用途地域になっておりますので、そういった運動施設が建てられるように用途を変更するというので、体育館についても、整備できるようになるということがございます。</p> <p>②地区につきましては、現在が周辺区域と隣接しており、第二種中高層住居専用地域というものになっております。この状況ですと、やはり同じように、武道館、弓道場というものが、不適格建築物という扱いになってしまいますので、こちらの用途地域を変更して、現況に合わせるような形を考えております。ですので、①区域と②区域につきましては、運動公園のエリアということになっておりますので、それにふさわしい用途地域に変更したいということがございます。</p> <p>それと併せまして③区域につきましては、運動公園の周辺のエリアとなっております。運動公園の敷地エリアと、③区域というのは、用途地域としては現在、同じ用途地域となっております。第一種中高層住居専用地域でございます。ただ、運動公園を第二種住居地域に変更した場合、③地区のところだけが小さい形に、用途地域が残ってしまうということがございます。都市計画の連続性という観点から、西側の住居エリアと同等の用途地域に変更したいということです。③区域の変更することによって、大きく変わる点は、店舗でございます。店舗が、現在は500平米以下ですけれどもこれを第二種中高層住居専用地域に緩和することによって、1500平米以下まで、店舗の方が緩和となります。また、事務所が現在は建築不可となっておりますが、用途地域を変更することによって、1500平米以下の事務所が設置できるということになります。ただ、この周辺の住環境を考えますと、現状と変わらず、住居系住宅の立地ということになっており</p>

都市計画課 (富岡課長)	ますので、大きな事業変更、また変化というのは、考えにくいということで、西側の用途地域と同じ基準に変えさせていただくということになっております。以上でございます。
湯沢議長	そうしますとこの地区は、現在だと不適合だということですがこれはいつの時代の話ですか。この用途地域を定める前に、運動公園等を作ったのか、或いは運動公園等を作った後に、線引きをして用途地域を決めたのかって順番はどちらですか。
都市計画課 (富岡課長)	こちら運動公園周辺につきましては、昭和46年の当初線引きによって、市街化区域変更になっているのですが、その際に、用途地域の指定はされておりました。いわゆる無指定の状況だったわけです。その中で、こちらの運動公園の整備というのが、昭和56年に始まりまして、その時は公共施設ということで、許可が不要ということで建設が行われたということになっております。
湯沢議長	そうすると今は新しく建て替えができないということですね。
都市計画課 (富岡課長)	現在は既存不適格の状態ということですが。既存不適格ですと、1.2倍までの増改築は可能ですが、今回の体育館はそれを超える大きな建て替えとなりますので、用途地域の変更が必要ということになっていました。
中村委員	③区域の中心に墓地がありますが、これは第一種から第二種に変わったからといって、大きな変化はないと思いますが、これの取り扱いをどのようにお考えでしょうか。
都市計画課 (富岡課長)	はい。こちらにつきましては今、中村委員のおっしゃる通り、土地の取り扱いについては大きな変更はございません。また、こちらの墓地につきましてもこの地権者といいますか、お寺さんといいますか、こちらの方にも通知の方を出させていただいて、その中で、土地の件については大きな変化はございませんが、緩和になりますという通知を差し上げた中で、特にご意見等はいただいております。そういったことで、ご理解いただけるのかなというふうには考えております。
湯沢議長	ちなみにBリーグ、バスケットボールですよね。今、現在は前橋の方に拠点がありますけども、太田市の方に移るという話を聞いておりますが、この新しく建て替えをする体育館というのがその施設になるわけですか。
都市計画課 (富岡課長)	私どもではこちらの方がBリーグのB1仕様の体育館になるというふうには聞いております。
湯沢議長	他にご意見、質問等ございましたら、お伺いいたします。 特に質問等ないようですのでお諮りをさせていただきます。議案第1号、太田都市計画用途地域の変更、太田運動公園地区ということで計画案に対しまして「異議なし」と、賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

	(全員挙手)
湯沢議長	<p>全員賛成ということで議案第 1 号につきましては計画案通り、「異存なし」ということで決定をさせていただきます。</p> <p>続きまして、議案第 2 号「太田市都市計画地区計画の変更（吉沢原宿地区の変更）」について」を担当課より説明していただきたいと思います。</p>
都市計画課 (富岡課長)	<p>引き続き、議案第 2 号についてご説明いたします。議案書 11 ページをお開きください。</p> <p>議案第 2 号 太田都市計画地区計画の変更（吉沢原宿地区の変更）について（太田市決定）</p> <p>太田都市計画地区計画を別紙のとおり変更する。</p> <p>令和 3 年 5 月 28 日提出太田市長 清水聖義</p> <p>まず、位置関係をご説明いたします。少しページが飛びますが、20 ページの総括図をお開きください。吉沢原宿地区は、太田市の北東部に位置し、国道 50 号、リサーチパーク及び流通団地に隣接しております。図面中央の赤枠の区域となっております。それでは、概要をご説明いたします。12 ページにお戻りください。目的でございますが、本地区につきましては平成 29 年に市街化区域へ編入され、太田市土地開発公社によりおおた渡良瀬産業団地として造成が進められてまいりました。この地区には、市街化区域編入時に地区計画を策定しておりますが、進出企業から柔軟な土地利用の要望が寄せられており、産業拠点として、より活発な企業活動に対する支援のため、地区計画を変更しようとするものです。</p> <p>概要でございますが、赤線で囲われた区域がおおた渡良瀬産業団地であり、地区計画の策定区域です。区域の面積は約 57.3 ヘクタールとなります。本地区計画は 3 つの地区に分かれており、国道 50 号の西側の太い緑線で囲まれた区域が A 地区、国道 50 号の東側の太い青線で囲まれた区域が B、C 地区となります。まず、A 地区ですが、地区計画において制限している建築物の用途のうち、診療所及び保育所の制限を緩和します。</p> <p>次に、B、C 地区ですが、地区計画において制限している建築物の用途のうち、病院、診療所、保育所、更に B 地区では工場内の機械器具卸売業に限った店舗及び診療所内薬局についても制限を緩和します。この B 地区の店舗及び薬局については面積制限を設け、床面積 150 平米以下とします。なお、C 地区については、床面積が 1500 平米を超えない店舗については、建築可能となっております。補足をいたしますが、A 地区の変更内容に病院、工場内店舗、診療所内薬局がない理由は、A 地区の用途地域は工業専用地域であり、これらは用途地域において制限されているためです。</p> <p>また、全地区の共通事項として、地区計画において制限している壁面の位置の制限のうち、道路の隅切り部分の制限を緩和します。また、造成計画に合わせ、地区施設として定めている道路の位置及び延長を変更します。</p> <p>13 ページから 23 ページは、本地区計画の計画書、理由書、総括図、計画図及び地区施設配置図となっておりますが、その内容につきましては、今申し上げたとおりです。</p> <p>最後に、住民意見反映措置の結果をご報告いたします。</p>

<p>都市計画課 (富岡課長)</p>	<p>はじめに、地元や関係権利者への説明ですが、昨今のコロナ禍のため、令和3年3月に概要を配布することで説明会に代えさせていただきました。また、令和3年3月15日から29日までの間に太田市地区計画等の案の作成手続に関する条例に基づく素案の縦覧を、同期間に都市計画法第16条に基づく原案の縦覧を実施したところ、原案に対する公述の申し出が1件あり、4月13日に公聴会を実施いたしました。資料の最後、24ページをお開きください。この際の申し出の要旨は、病院や保育所が工場周辺に立地した場合、騒音に対する苦情はないか、また、交通に対する安全は確保できるかというものでありました。この申し出に対する本市の見解といたしまして、本産業団地を産業拠点として整備した土地利用方針が今回の変更によって大きく変わるものではないこと、また、進出する全ての事業者は、産業拠点であるという認識を有しており、産業団地の利用が土地利用方針の範囲内であれば相互理解に委ねられるべきものであることとして捉え、案の作成にあたっては、この申し出に関する変更は行わず、原案のとおり進めることと致しました。なお、この申し出の要旨及びそれに対する本市の見解については、都市計画法第17条に基づく案の縦覧の際に、案に併せて縦覧いたしました。続いて、令和3年4月19日から5月7日までの間に都市計画法第17条に基づく案の縦覧を実施しましたが、意見書の提出はありませんでした。</p> <p>以上で、議案第2号の説明を終わらせていただきますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>湯沢会長</p>	<p>ありがとうございます。先ほど第1号議案は、用途地域の変更ということで用途地域というのは資料の中にもありましたけども、13種類、現在都市計画法では定められております。</p> <p>今回ご審議いただく第2号議案というのは工業専用地域或いは準工業地域という用途地域の指定されておまして、その指定の中では今事務局からご説明がありました、診療所とか保健所、保育所など、そういったものは建築できないとなっておりますので、そういった建築物を、建設する場合には、用途地域を変更することは可能ですけども、今回は地区計画という制度を使って、特別にそういったものも許可できるというようなご説明ではないかと理解しております。今の事務局の説明に関しまして、ご質問ご意見等ありましたらお願いいたします。</p>
<p>渡辺委員</p>	<p>計画の変更の新旧対照表のところ、地区施設の配置及び規模のところ、道路の変更が増えると思うのですが、もうちょっと説明をお願いします。</p>
<p>都市計画課 (富岡課長)</p>	<p>地区計画につきましては、これが、平成29年の市街化編入に合わせて作成いたしました。その段階で、実は造成工事の詳細な計画というのがまだできていなかったという状況がございます。そういった中で、この線は確実に整備するだろうというところを先行して、地区計画の地区施設として設定させていただきました。そして、今年の3月に、造成事業が終わったということもあり、道路の設計が確実に決まりました、交差点の位置の確立となりました。その関係もございまして、この機に変更させていただこうということになったわけでございます。</p>

渡辺委員	そうするとこの図で言うとどここのところに当たりますか。
都市計画課 (富岡課長)	資料 23 ページ。図面がございます。地区施設につきましては、先ほど計画書の方、路線の距離につきまして表示させていただいております。そこにあるものが、そちらの新旧対照表の変更後の図面の方に、アルファベットで示されております。
渡辺委員	そうすると地区計画の目標の中に周辺環境とも調和したっていう考え方があると思いますので、この地区計画の枠の周辺の道路関係に、進出企業がありますので、裏道ということで通ってくると思うのですが、その辺に関して考えありましたら、お聞かせいただければと思います。
都市計画課 (富岡課長)	今回、造成工事の方がされて、道路が決定したわけですが、進出企業につきましては、国道 50 号を基点にこのエリアの中に入れていただくために、工業団地の真ん中に新しい交差点を設置いたしました。ここから、それぞれのエリアに流入していただくというようなことで、私どもの方は考えております。ただ、それだけではなかなか難しいので、地区計画の届け出をいただいた時には、事業者さんの方に、周辺の配慮ということもお願いしたいということは、あわせてお願いしたいと思っております。
渡辺委員	企業さんもいろいろとご都合もあると思いますので、もし周辺の道等も整備が必要であれば、その辺も考えていただければ、地域にとっても企業にとってもいいのかなと思うのですが、どうですか
都市計画課 (富岡課長)	今、渡辺委員がおっしゃった通り、周辺関係について我々も心配することがございます。関係機関に、連絡をとりながら、そういった部分については対応できるものは対応していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。
新井委員	ここの農業用水は、これは待矢場でしたよね。南側農地ありますよね。これを作ったことによって、今ちょうど田植えシーズンですが、弊害はなかったですか。
都市計画課 (富岡課長)	我々の方はそのあたりについては特に意見等を聞いておりません。ただ、こちらでも工業団地を整備するにあたって、排水対策については、調整池を整備しておりますので、そういった部分で、排水については対応できているというふうに考えております。
新井委員	私が聞いたかったのは、排水じゃなくて、農業用水の取り入れ口でこれだけ農地が変わって西の方から農業者が来ていますけど別にそういった問題がなければ、よろしいかなと思って。
都市計画課 (富岡課長)	今農政部局の方から、そういった意見をいただいておりますので、その辺については大丈夫と考えております。しかし、こちらの方についても、改めて関係部局と調整していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

湯沢議長	そうしますと、用水路の付け替えは終了されていると。
都市計画課 (富岡課長)	工業団地造成にあたりまして、そういった付け替えについては終わっております。
新井委員	後、50号の右側、これ商業地域ではないですか。
都市計画課 (富岡課長)	50号の東側については、準工業地域になっております。その中の一部については、C地区というところがございますけど、その部分については、現在の1500平米近くの店舗であれば、制限をしておりません
新井委員	それとカインズグループが、今、予定がありますね。これはもうずっと東の方ですか。
都市計画課 (富岡課長)	12月に都市計画の変更で、市街化区域に編入したエリアかと思えますけれども、こちらにつきましては、今回のエリアの国道50号と同じ西側のちょうど南の部分です。
大澤委員	この23ページの新旧対照表によりますと、50号のそれぞれ両端に、大きい道路ができていまして将来的には、信号機の設置を検討されていると思いますが、具体的に出来上がってくるのはいつごろでしょうか
都市計画課 (富岡課長)	先ほども申し上げましたけれども、国道50号とちょうど直角にぶつかる場所については交差点の工事が、終了しておりまして、信号機がついております。ちょうど50号のところですが、ただ工業団地の中になりますと、特に信号機等の設置はございません。
湯沢議長	この工業団地内の交差点は、信号なしですか。
都市計画課 (富岡課長)	信号はございません。
湯沢議長	信号なしということは優先道路になると、一時停止は当然設けるわけですか。
都市計画課 (富岡課長)	それはもう設けております。
湯沢議長	これはやっぱり市道になるのですか。
都市計画課 (富岡課長)	産業団地の中の道路につきましては、市道となっております。
湯沢議長	警察が対応すると。
都市計画課 (富岡課長)	おそらく警察協議をしていると思います。

湯沢議長	<p>他に質問等ございませんか。</p> <p>そうしましたら、第2号議案につきまして、事務局の議案通り、内容につきまして承認する方、挙手をお願いしたいと思います。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
湯沢議長	<p>賛成多数により「異議なし」と認めます。よって、議案第2号については、計画案について「異存なし」とすることに決定されました。</p> <p>今日、2つの議案だけですので、以上ですべて終了させていただきたいと思えます。</p>
事務局 (阿藤係長代理)	<p>湯沢議長におかれましては、円滑に議事を運営していただき、ありがとうございました。また、委員の皆様には、慎重なご審議をいただきまして大変ありがとうございました。</p> <p>只今、ご審議いただきました案件につきましては、頂いたご意見等を参考に事務を進めてまいりたいと思えますので、よろしくご意見申し上げます。</p> <p>以上を持ちまして、本日の審議会の全日程を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。</p>